

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後
(第1条から第7条まで省略) 第8条 条例第9条の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 次に掲げる検査を行うこと。 ア 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査 イ 第3号に定める回数以上行う省令の表の上欄に掲げる事項についての検査 (2) 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、省令の表中3の項から5の項まで、7の項、9の項、11の項から20の項まで、36の項及び39の項から45の項までの上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。 (3) 第1号イの検査の回数は、次に掲げるところによること。 ア 省令の表中1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね1箇月に1回以上とすること。ただし、同表中38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査について	(第1条から第7条まで省略) 第8条 条例第9条の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 次に掲げる検査を行うこと。 ア 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査 イ 第3号に定める回数以上行う省令の表の上欄に掲げる事項についての検査 (2) 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、省令の表中3の項から5の項まで、7の項、9の項、11の項から21の項まで、37の項及び40の項から46の項までの上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。 (3) 第1号イの検査の回数は、次に掲げるところによること。 ア 省令の表中1の項、2の項、39の項及び47の項から52の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね1箇月に1回以上とすること。ただし、同表中39の項及び47の項から52の項までの上欄に掲げる事項に関する検査について

は、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね3箇月に1回以上とすることができる。

イ 省令の表中3の項から37の項まで及び39の項から45の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね3箇月に1回以上とすること。ただし、同表中3の項から9の項まで、11の項から20の項まで、32の項から37の項まで及び39の項から45の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間において取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果が全て当該事項に係る水質基準値（同表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果が全て基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。

（新設）

は、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね3箇月に1回以上とすることができる。

イ 省令の表中3の項から38の項まで及び40の項から46の項までの上欄に掲げる事項に関する検査（同表中20の項の上欄に掲げる事項に関する検査を除く。）については、おおむね3箇月に1回以上とすること。ただし、同表中3の項から9の項まで、11の項から21の項まで、33の項から38の項まで及び40の項から46の項までの上欄に掲げる事項に関する検査（同表中20の項の上欄に掲げる事項に関する検査を除く。）については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間において取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果が全て当該事項に係る水質基準値（同表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果が全て基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。

ウ 省令の表中20の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、次のとおりとする。

（7） おおむね3箇月に1回以上とすること。

（イ） 当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検

(4) 別表の左欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、同表の右欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。 2 条例第9条の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるとこ	<u>出されるおそれが少ないと認められる場合には、(ア)の規定にかかわらず、おおむね6箇月に1回以上とすることができる。</u> <u>(ウ) 当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、(ア)の規定にかかわらず、おおむね1年に1回以上とすることができる。</u> <u>(エ) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果が全て基準値の全て基準値の10分の1以下であるときは、(ア)の規定にかかわらず、おおむね3年に1回以上とすることができる。</u> <u>(オ) 過去1年間における当該事項についての検査の結果が基準値の5分の1を超えた場合は、(イ)、(ウ)及び(エ)の規定にかかわらず、おおむね3箇月に1回以上とすること。</u> (4) 別表の左欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、同表の右欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。 2 条例第9条の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるとこ
---	---

ろにより行うものとする。

- (1) 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に省令の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
- (2) 検査に供する水の採取の場所に関しては、前項第2号の規定の例によること。
- (3) 省令の表中1の項、2の項、**38**の項及び**46**の項から**51**の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号の規定にかかわらず、省略することができること。

(第3項から第22条まで省略)

別表（第8条第1項第4号）

省令の表中3の項から5の項まで、7の項、12の項、13の項、 26 の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、 36 の項、 37 の項及び 39 の項から 45 の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況
省令の表中6の項、8の項及び 32 の項から 35 の項までの上欄に掲げる事項	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第1条第14号の薬品等及び同条第17号の

ろにより行うものとする。

- (1) 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に省令の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
- (2) 検査に供する水の採取の場所に関しては、前項第2号の規定の例によること。
- (3) 省令の表中1の項、2の項、**39**の項及び**47**の項から**52**の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号の規定にかかわらず、省略することができること。

(第3項から第22条まで省略)

別表（第8条第1項第4号）

省令の表中3の項から5の項まで、7の項、12の項、13の項、 27 の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、 37 の項、 38 の項及び 40 の項から 46 の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況
省令の表中6の項、8の項及び 33 の項から 36 の項までの上欄に掲げる事項	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第1条第14号の薬品等及び同条第17号の

	資機材等の使用状況		資機材等の使用状況
省令の表中14の項から <u>20の項</u> <u>まで</u> の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況 (近傍の地域における地下水の状況を含む。)	省令の表中14の項から <u>19の項</u> <u>まで及び21の項</u> の上欄に掲 げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況 (近傍の地域における地下水の状況を含む。)
(様式省略)		(様式省略)	